

社団法人旭川中法人会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人旭川中法人会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、旭川市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、よき経営者を目指すものの団体として、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図るとともに租税に関する調査研究を行い、もって税務行政の円滑な執行に寄与しこれを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- (2) 税制及び税法に関する調査研究並びに意見具申
- (3) 法人会会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種事業
- (4) 各地区会の発展に必要な支援及び指導
- (5) 機関誌並びに税務・経営関係各種資料の発行
- (6) 関係諸官庁並びに友誼団体との協調
- (7) (財)全国法人会総連合及び(社)北海道法人会連合会並びに各地区会との相互連携
- (8) 会員企業及び会員企業の役員並びに従業員に対する福利厚生制度の普及推進
- (9) 簡易保険団体取扱制度の普及推進
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、旭川中税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事務所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 事業の閉鎖又は解散
- (3) 除名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為があったとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動が生じたつど、これを訂正するものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事	40名以上60名以内
内 会長	1名
副会長	8名以内
専務理事	1名
常務理事	1名
常任理事	10名以上15名以内
監事	4名以内

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の代表者又はその他の役職員のうちからこれを選任する。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。
3. 前項の規定にかかわらず専務理事、常務理事については、総会において会員以外の者から選任することができる。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 専務理事、常務理事は、日常の会務を処理し、事務局を指導監査する。
4. 常任理事は、本会の事務を審議、処理する。
5. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は就任後、第2回目の通常総会終了のときに終わる。ただし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選出された役員任期は、前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤する役員については、理事会の決議を経て有給とすることができる。

第5章 顧問、相談役、参与、委員及び職員

(顧問、相談役及び参与)

第19条 本会に顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、毎年度理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

3. 顧問、相談役及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、役員会に出席し会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第20条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3. 委員長、副委員長及び委員は理事会の推薦により、会員の代表者又はその他の役職員の内から会長がこれを委嘱する。任期は第16条の規定を準用する。

(職員)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長及び職員1名以上を置き会長がこれを任免する。

3. 職員は原則として有給とする。

(規則の制定)

第22条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、総会及び役員会とし会長がこれを招集する。

(総 会)

第24条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第25条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2箇月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもって、これに代えることができる。

(会員の表決権)

第26条 会員は各1個の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第27条 総会は全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第28条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 決算及び収入支出予算
- (3) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第29条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって組織する。
3. 監事、顧問、相談役は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第30条 役員会は会長が必要と認めるときこれを開催する。

2. 役員会の招集については第25条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第31条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 定款の変更に関する議案
 - (3) 総会において理事会に委任された事項
 - (4) その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
2. 常任理事会は、理事会に代わり常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。
ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

第33条 すべて会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収支
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) 簡易保険団体取扱制度など福利厚生制度の手数料収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第36条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第37条 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第38条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算・収支決算等)

第39条 本会の収支支出予算及び決算は事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第40条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部もしくは一部を基本財産に組み入れ又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 本会の始業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議を経、かつ、札幌国税局長の認可を受けなければ、これを変更することはできない。

(解 散)

第43条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、札幌国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第45条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、札幌国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 従来、旭川中法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員、顧問、相談役及び監事の任期は、設立初年度に限り、札幌国税局長の設立許可のあった日から次の通常総会の日までとする。

- 4 . 本会の設立初年度の事業年度は、第 4 1 条の規定にかかわらず、札幌国税局長の設立許可があった日から昭和 5 9 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

(平成 2 年 5 月 28 日通常総会 平成 2 年 9 月 25 日認可)

(施行の時期)

- 1 . 第 3 条(目的)及び第 1 3 条(役員の種類)の変更は、札幌国税局長の認可のあった日から施行する。

附 則

(平成 4 年 5 月 18 日通常総会 平成 4 年 11 月 20 日認可)

(施行の時期)

- 1 . 第 13 条(役員の種類)の変更は、札幌国税局長の認可のあった日から施行する。

(任期の特例)

- 2 . 役員の任期は、第 1 6 条(役員の任期)第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年度に限り、通常総会の日から次の通常総会の日までとする。

附 則

(平成 5 年 5 月 19 日通常総会 平成 5 年 7 月 30 日認可)

(施行の時期)

- 1 . 第 3 条(目的)及び第 4 条(事業)の変更は、札幌国税局長の認可のあった日から施行する。

附 則

(平成 15 年 5 月 22 日通常総会 平成 15 年 9 月 29 日認可)

(施行の時期)

- 1 . 平成 1 5 年度通常総会において変更した定款第 4 条(事業)、第 1 3 条(役員の種類)、第 1 4 条(役員の選任)、第 1 5 条(役員の職務)、第 2 9 条(役員会)、第 3 4 条(資産の構成)は、札幌国税局長の認可があった日から施行する。